

仕上げに係る通知

消防予第202号
昭和54年11月2日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防救急課長

改正火災予防条例（例）の運用について

改正 平成13年3月消防予第103号・消防危第53号、17年8月消防予第215号

標記については、さきに次長通達「市（町・村）火災予防条例（例）の一部改正について」（昭和54年10月1日づけ消防予第182号）をもつて示したところであるが、その運用については、下記事項に十分留意のうえ、適正を期するよう貴管下市町村を御指導願いたい。

記

第1 火を使用する設備及び器具並びにその使用に際し火災の発生のおそれのある設備及び器具について

- 1 改正後の火災予防条例（例）（以下「改正後の例」という。）において、液体燃料を使用する設備及び器具並びにその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備及び器具（以下「設備及び器具」という。）を設置する場合、周囲から離すべき距離を別表第5及び別表第6において定めている。この距離は、消防庁をはじめとする関係省庁、関係機関等の委員で構成される「燃焼機器類の設置基準等に関する研究会」（以下「研究会」という。）において、石油燃焼機器のうち、小規模事業所等で多く使用されている入力70キロワット未満のもので、かつ、機器本体の安全性が確認されたものについて研究、検討された結果まとめられた設置基準を基として定めている。このことから、改正後の例別表第5及び別表第6に掲げる距離を適用することができる設備及び器具は、原則として日本工業規格に適合する製品又は火災予防上これと同等の安全性を有すると認められる設備及び器具並びに消防機関等の公的機関により安全性が確認された設備及び器具であり、その他の設備及び器具は、改正後の例第17条の2及び第22条の2の規定を適用し、別途基準を定める必要があること。
- 2 設備及び器具の周囲については、次によるものであること。
 - (1) 改正後の例中「これと類似する仕上げをした建築物等の部分」とは、たとえ表面が不燃材料で仕上げたものであつても(2)に該当する防火構造より防火性能の低いもので、可燃性の下地の炭化等により着火の危険性のあるものをいい、例えば、ステンレス等の金属板又はグラスウールでそれのみで仕上げを行ったもの等が該当するものであること。
 - (2) 改正例中「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条第2号に規定する防火構造（同条第4号の規定に基づき建設大臣が同条第2号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。）と同等以上の防火性能を有するものであること。
- 3 設備及び器具の周囲が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令第108条第1号に規定する防火構造（同条第4号の規定に基づき建設大臣が同条第1号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。）の場合は、改正後の例別表第5及び別表第6に掲げる距離を確保する必要はないが、設備及び器具の周囲の状況、ごみ等の付着状況、油もれの有無等が容易に点検できる距離を確保する必要があること。
- 4 湯を使用する形態の設備及び器具で入力12キロワットをこえる設備及び器具については、改正後の例第8条の2の規定を適用するものとし、入力12キロワット以下の設備及び器具については、改正後の例第8条の規定の適用を受けるものであること。

なお、「改正火災予防条例（例）の運用について」（昭和48年2月26日づけ消防予第33号。以下「48年予防課長通達」という。）の第2の4の前段については、その効力を失うものであること。
- 5 改正後の例中「防熱板」とは、次のものをいうものであること。
 - (1) 金属以外の不燃材料の防熱板
厚さ0.6cm以上の0.8けい酸カルシウム板又はこれらと同等以上の防熱性を有するもので、可燃物と防熱板の間に通気性のよい1cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。
ただし、設備及び器具の上方に設置する防熱板並びに液体燃料温風暖房機、液体燃料温水ボイラー及び給湯湯沸設備の側方に設置する防熱板については、可燃物に密着して設置できるものであること。
 - (2) 金属製の防熱板
ア 普通鋼板の防熱板 有害な変形が起きないように補強された厚さ0.5mm以上の普通鋼板で、可燃物と防熱板との間に通気性のよい1cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。
イ ステンレス鋼板の防熱板 有害な変形が起きないように補強された厚さ0.3mm以上のステンレス鋼板で、可燃物と防熱板との間に通気性のよい1cm以上の空間が設けられ、かつ、不燃材料のスペーサーで保持されるもの。
- 6 削除

7 改正後の例中第3章第1節及び第2節の規定は一定の条件を予定して定められた画一的基準であり、今後新しく開発される設備及び器具に対してそのまま適用することが適当でない場合が考えられるほか、周囲の状況等によっても同様のことが考えられる。

このことから、改正後の例第17条の2及び第22条の2の規定は、これらの基準の適用に際して特例が認められる旨を規定したものであり、これに関連して改正前の火災予防条例（例）第8条の2第2項、第11条第4項、第18条第1項第5号ただし書及び第19条第1項第2号ただし書の規定は、削除したものであること。

本規定の特例を適用する前提としては、あくまで物的な代替措置又は具体的な環境条件が存在することが必要であり、抽象的、主観的な要素は、特例適用の要件とはなり得ないものであること。

また、消防長（消防署長）が、この規定を適用する場合は、具体的な指導基準の設定等により、認定の客観性及び統一性を確保する必要があるものであること。

特に現行の日本工業規格の適用を受けない新しい形態の設備及び器具が開発され特例的な取扱いを必要とするケースが考えられるが、この場合は、実験データ等を添えて消防庁に個別に照会願いたいこと。

8 削除

9 気体燃料を使用する設備及び器具についての設置基準については、現在検討が進められているので、この成果を待つて火災予防条例（例）の改正を行う予定であること。

第2 特殊可燃物について

1 合成樹脂類の範囲、数量の算定及び貯蔵取扱いについて（別表第4関係）

合成樹脂類の範囲、数量の算定及び取扱いについての運用は「消防法施行令の一部改正に伴う運用について（通知）」（昭和54年10月2日づけ消防予第184号）と同様であること。

2 作業中の防火管理について（第28条第1項関係）

溶接作業等に溶断作業が含まれることを明確にするとともに、当該作業を行ってはならない場所を引火性又は爆発性の物品の付近であったのを可燃性の物品の付近に拡大し、合成樹脂類が置かれている場所で溶接作業等を行ってはならないこととしたこと。

3 特殊可燃物の貯蔵又は取扱いの基準について（第34条第5号関係）

(1) 合成樹脂類の製造工程の実態等を考慮して、合成樹脂類を集積する場合は500平方メートル以下ごとに区分して集積し、当該集積面積に応じて次表のように集積単位相互間の距離を保有することを定めたものであること。ただし、防火上有効な措置を講じた場合は、集積単位相互間の距離を緩和することができることとされているが、この場合の防火上有効な措置を講じた場合は、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備又は防火シャッター等が延焼防止上有効に設けられている場合をいうものであること。

集積単位面積	集積単位相互間距離
100平方メートル以下	1メートル以上
100平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	2メートル以上
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	3メートル以上

(2) 合成樹脂類の集積面積を500平方メートルを超えて認めることは考えていないが、管内の実態からどうしても無理があるときは、それに応じて必要な修正をすることもやむをえないこと。その場合でも、一定の期間に限定できないかを検討するのが望ましいこと。

(3) 合成樹脂類を取り扱う場合は、延焼危険性等を考慮し貯蔵場所とは不燃性の材料で区画することとしたこと。この場合の不燃性の材料による区画は、不燃材料、準不燃材料又は難燃材料のほかこれに類する防火性を有する材料で区画してもさしつかえないものであること。

また、ただし書については、(1)に準じた措置をいうものであること。

(4) 別表第4で定める量（以下「指定数量」という。）の100倍以上の数量の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合、当該室の壁及び天井を難燃材料以上の材料で仕上げた室内で行うこととしたこと。

現に存する建築物（新築、増改築等の工事中のものを含む。以下4において同じ。）の屋内において貯蔵し、又は取り扱っているものについて、第34条第5号ハの規定は施行日より起算して2年間の経過措置をおくこととしたこと（附則第2項）。

4 消防機関への届出（第46条関係）

現在、合成樹脂類の貯蔵や、製造・加工等の作業が比較的小規模な施設で行われること。合成樹脂類が燃焼した場合の危険性等を考慮して、指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う場合には消防機関に届出ることとしたこと。

この場合、現に存する建築物については「あらかじめ」とあるのを「定められた日から30日以内」と読みかえることとしたこと（附則第3項）。

別記 削除

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

火災予防条例準則における準耐火構造の取扱いについて（通知）

今般、建築基準法（以下「法」という。）の一部改正（平成4年6月26日法律第82号）及び建築基準法施行令（以下「令」という。）の一部改正（平成5年6月25日政令第170号）が行われ、新たに「準耐火構造」が規定されたことに伴い、火災予防条例準則（以下「準則」という。）第3条の2第1項第1号等における本構造の取扱いを下記のように定めたので、貴管下市町村に示達し、適正な運用が図られるよう指導の徹底をお願いする。

記

第1 準則第3条の2第1項第1号における準耐火構造の取扱い

1 火を使用する設備器具側の壁面等の表面仕上げが不燃材料（法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）又は準不燃材料（令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）である場合（図-1、2参照）

(1) 間柱及び下地が不燃材料である場合には、準則第3条の2第1項第1号ロにおいては、令第108条第1号に規定する防火構造と同等に取り扱うこと。

(2) 間柱又は下地が不燃材料以外である場合には、準則第3条の2第1項第1号ロにおいては、令第108条第2号に規定する防火構造と同等に取り扱うこと。

2 火を使用する設備器具側の壁面等の表面仕上げが不燃材料及び準不燃材料以外である場合（図-3、4参照）

間柱又は下地の材料の防火性能にかかわらず不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分として取り扱うこと。

第2 準耐火構造の取扱いの準用

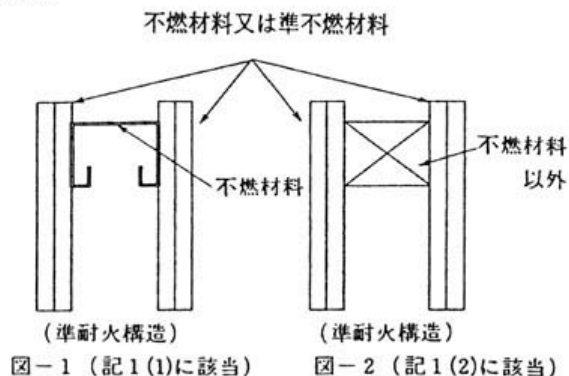
準則第3条の3第1項第1号、第3条の4第1項第1号、第4条第1項第1号、第5条第1項第1号、第7条第1項第1号、第8条第1項、第8条の2第1項、第18条第2項及び第20条第1項の各項における準耐火構造の取扱いについては、準則第3条の2第1項における準耐火構造の取扱いと同様とすること。

第3 運用上の留意点

改正火災予防条例準則の運用について（昭和54年11月2日付け消防予第202号）において、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分とは、令第108条第2号に規定する防火構造と同等以上の防火性能を有するものと取り扱っているところであるが、今般の法の一部改正により示された準耐火構造については、その耐火性能が建築物の構造上通常の火災時の加熱に対するものであり、準耐火構造自体には材料の規制がないことから、準耐火構造の壁等は、不燃材料、準不燃材料、難燃材料（令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）又はその他の材料で構成される構造となるため、火気使用設備器具側の壁等の防火被覆により判断するものであること。（図-5参照）

なお、準則第3条の2第1項第1号ロに規定する距離の運用については、木材等からの出火危険に対する安全性を考慮しているため、法第2条第7号に規定する耐火構造及び令第108条第1号に規定する防火構造は除かれていることに留意すること。

概念図



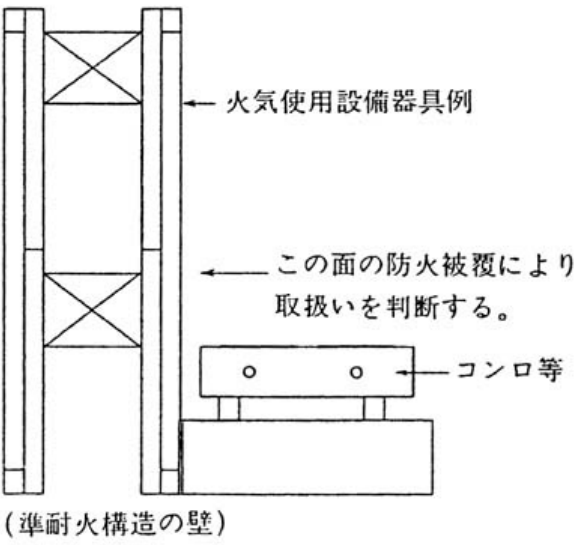
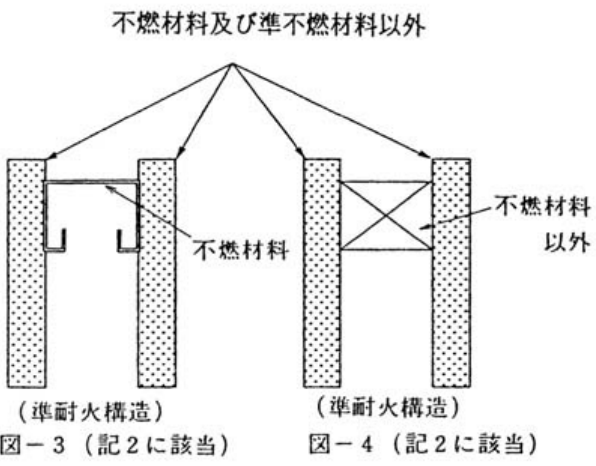


図-5 火気使用設備器具との位置関係概念図